

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成 29 年 10 月 25 日に使用制限となる登録の変更がされました。

登録番号	農薬名（商品名）	種類名	製造者名
第20817号	三菱ハチハチ乳剤	トルフェンピラド乳剤	日本農薬(株)
第20818号	ハチハチ乳剤	トルフェンピラド乳剤	OATアグリオ(株)

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかる部分のみ）】

- ・ 作物名「トマト」、「ミニトマト」、「非結球レタス」、「なす」を削除する。
- ・ 作物名「レタス」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫14日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「ブロッコリー」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「だいこん」の使用時期を「収穫14日前まで」から「収穫30日前まで」、本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更し、適用病害虫名「白さび病」、「ワッカ症」を削除し、「アムシ」、「コガ」、「アブラムシ類」、「キジノミハムシ」、「ハマダラメイト」、「ナモグリバエ」、「カブラハチ」の希釈倍数を「1000～2000倍」から「2000倍」に変更する。
- ・ 作物名「かぶ」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更し、適用病害虫名「カブラハチ」、「白さび病」を削除し、「キジノミハムシ」、「コガ」の希釈倍数を「1000～2000倍」から「2000倍」に変更する。
- ・ 作物名「ねぎ」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更する。
- ・ 作物名「ピーマン」の本剤の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

〔変更前〕

作物名	適用病虫害名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	トルフェンピラト を含む 農薬の総使 用回数
レタス	アブラムシ類、ナメクジハエ	1000～2000倍	100～ 300L /10a	収穫3日前まで	2回 以内	散布	2回以内
	ナメクジ類、べと病	1000倍					
非結球レタス	アブラムシ類、ナメクジハエ	1000～2000倍		収穫14日前まで			
	ナメクジ類、べと病	1000倍					
だいこん	アオムシ、コカガ、アブラムシ類 キスジノミハムシ、ハイマダラノメイガ ナメクジハエ、カブラハハチ	1000～2000倍		収穫7日前まで			
	白さび病、ワッカ症	1000倍					
かぶ	キスジノミハムシ、コカガ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	ハイマダラノメイガ、ナメクジハエ アブラムシ類	2000倍					
	カブラハハチ、白さび病	1000倍					
なす	アブラムシ類、アザミウマ類 コジラミ類、マハメクジハエ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	チャノホリダニ	1000～4000倍					
	ヒビクハネキノコハエ	1000倍					
	うどんこ病						
トマト	アブラムシ類、コジラミ類 アザミウマ類、トマトサビダニ	1000～2000倍	収穫前日まで				
	ナメクジハエ類、うどんこ病	1000倍					
ミニトマト	アブラムシ類、コジラミ類 アザミウマ類、トマトサビダニ	2000倍	収穫前日まで				
ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ シロイモシヨウ、さび病、べと病	1000倍	収穫3日前まで				
ブロッコリー	アオムシ、アブラムシ類、コカガ	1000～2000倍	収穫前日まで				
ピーマン	アザミウマ類	1000倍	収穫前日まで				
	チャノホリダニ、コジラミ類 うどんこ病						

〔変更後〕

作物名	適用病虫害名	希釈倍数	使用 液量	使用時期	本剤 の 使用 回数	使用 方法	トルフェンピラト を含む 農薬の総使 用回数
レタス	アブラムシ類、ナメクジハエ	1000～2000倍	100～ 300L /10a	収穫14日前まで	2回 以内	散布	2回 以内
	ナメクジ類、べと病	1000倍					
だいこん	アオムシ、コカガ、アブラムシ類 キスジノミハムシ、ハイマダラノメイガ ナメクジハエ、カブラハハチ	2000倍		収穫30日前まで			
	キスジノミハムシ、コカガ				1回		
かぶ	ハイマダラノメイガ、ナメクジハエ アブラムシ類	1000倍		収穫7日前まで			
	アザミウマ類、アブラムシ類 ネギコガ、シロイモシヨウ さび病、べと病				2回 以内		
ブロッコリー	アオムシ、アブラムシ類、コカガ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	アザミウマ類	1000倍					
ピーマン	チャノホリダニ、コジラミ類 うどんこ病	1000倍		1回			

【 申請者による変更理由 】

新たに導入された短期暴露評価に対応して製造者が自ら短期的な摂取量を試算した結果、登録の維持には試験成績の整備が必要であることが判明し、それには経費と時間を要することから、登録変更をすることとしたため。